

日野市 国分寺市 小金井市
新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書

日野市（以下「甲」という。）、国分寺市（以下「乙」という。）、小金井市（以下「丙」という。）の3市（以下「構成団体」という。）は、ごみ処理をはじめとした環境施策について、構成団体による新可燃ごみ処理施設（以下「新施設」という。）の整備によるごみ処理の広域化を契機に、市民・事業者・行政が一体となって取り組み、ごみ減量の推進と、循環型社会の形成に寄与する。

構成団体は、新施設の整備及び運営を共同で行うに当たり、下記事項について覚書を締結するものである。

記

- 1 安全で安心な環境の確保
環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保する。
- 2 新施設の整備及び運営に係る体制
構成団体は、新施設において構成団体の区域内で発生する可燃ごみの広域処理を行い、当該施設の整備及び運営は、構成団体が地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に基づき設立する一部事務組合において行う。
また、当該一部事務組合の設立時期は、平成27年4月を目途とし、新施設の整備及び当該一部事務組合設立のため、平成26年4月を目途に、構成団体で「構成団体協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
なお、詳細については構成団体で別途協議する。
- 3 財産の帰属
新施設の財産は、当該施設を設置する土地を除き、前項の一部事務組合に帰属する。
また、新施設に必要な土地については、甲の土地を前項の一部事務組合が借り受けることとし、当該一部事務組合は賃借料を甲に支払うものとする。
なお、周辺環境整備による施設の帰属は、甲の意向を考慮し、構成団体の協議により別途定める。
- 4 稼働目標年度
新施設の稼働目標年度は、平成31年度中とする。
- 5 設置場所
新施設の設置場所は、甲の現クリーンセンター敷地内とする。
- 6 新施設の設置に要する費用の負担
新施設の設置に必要な費用については、平成25年度に甲が実施する、ごみ処理施設建設環

境影響評価業務委託及びごみ処理施設建設基本設計業務に係る費用も含め、構成団体が均等に負担する。

- 7 新施設の維持費
新施設及び第2項の一部事務組合の運営及び管理に必要な費用は、構成団体がそれぞれ新施設において処理する可燃ごみの量に応じて負担する。
- 8 周辺環境整備費
周辺環境整備に係る費用は、乙及び丙が均等に負担するものとし、詳細については、甲の意向を考慮し、構成団体の協議により別途定める。
- 9 稼働期間及び将来の設置場所
新施設の稼働期間は、稼働後おおむね30年とする。稼働後、適切な時期より、構成団体間で共同処理について再度協議し、引き続き構成団体が施設整備及び運営する場合には、次期、新施設の設置場所は甲の区域外を基本とする。
- 10 準備費用の負担
第2項に定める協議会の設備等に係る経費及び共益費等の事務に伴う費用については、平成25年度に実施する準備室設置に係る費用も含め、第6項に定める新施設の設置に要する費用と同様に構成団体が均等に負担する。
また、協議会の管理及び運営に要する費用の支出手続は、甲が行う。
- 11 その他
構成団体は、本覚書に定めのない事項及び合意事項に疑義が生じたときは、構成団体で協議のうえ、決定する。

本件覚書を取り交わした証として、本覚書を3通作成し、甲乙丙において署名押印のうえ、各市1通を保有する。

平成26年1月16日

甲 日野市
代表者 市長

大坪 冬彦

乙 国分寺市
代表者 市長

井澤 邦夫

丙 小金井市
代表者 市長

稲葉 孝彦